

令和2年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

- 1 日 時：令和2年7月22日（水） 午前9時から午前11時05分
- 2 場 所：鹿屋市役所議会棟3階全員協議会室
- 3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

—	垣内 直人	—	栗山 タカ	—	西元 貞幸	—	清水 洋平
—	大園 和幸	—	高田 裕幸	—	徳田 潤一	—	入佐 哲朗
—	鶴田 勉	—	田村 利秋	—	本村 ヤス子	—	川崎 守
—	上穂木 紀順	—	村場 重穂	—	持増 正		
—	永山 智哉	—	藏ヶ崎 俊光	—	有馬 研一		
—	谷口 芳久	—	鬼塚 哲郎	—	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 かのやアグリ起業ファーム推進室 主事 牧野 亮

- 5 事務局職員
- | | |
|---------|--------------------|
| 局 長 | 長友 浩志 |
| 次長兼振興係長 | 西迫 博 |
| 農地係長 | 下原 隆二 |
| 主 査 | 福嶋 雅明 |
| 主 査 | 井手口 剛 |
| 主 査 | 関口 実 |
| 主 査 | 根木原 英一 |
| 主 査 | 梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課） |
| 主 査 | 下川路 茂（吾平総合支所産業建設課） |

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地転用の事業計画変更について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について

[その他]

- ・令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消に関する調査について

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 村山 みつ子 委員 ・ 寺下 幸弘 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和2年度 第4回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和2年7月22日（水） 開会 午前9時 閉会 午前11時05分

鹿屋市役所議会棟3階全員協議会

（開会）

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和2年度第4回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。

事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席はありませんが、福元副会長が遅れるとの連絡がありました。出席委員数は、20名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお、新型コロナウイルス感染症に伴い推進委員の出席は求めておりません。鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号15番村山委員と、16番寺下委員を指名します。本日の会議書記は事務局職員の井手口主査を指名します。これより議事に入りますが、推進委員に係る案件は退席を求めず、このまま進めていきたいと思えます。

それでは、1頁、議案第27号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第27号、1頁から102頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。

公告年月日は、令和2年7月27日です。合計面積は、148万5千604㎡、うち更新分20万7千399㎡、内訳、田3万653㎡、畑128万2千323㎡、樹園地17万2千628㎡です。利用権を設定する者281人、設定を受ける者103人です。始期は、いずれも令和2年8月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、7年、8年、10年、15年、20年です。

次の3頁から92頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。初めに3頁です。1番から4番までは、設定期間が1年で、賃借権で再設定。

次の5番から4頁の8番までは、設定期間が2年です。3頁、5番は、賃借権で新規設定。

次に、4頁、6番から8番までは全て、賃借権で新規設定。次の9番から12頁の33番までは、設定期間が3年です。4頁、9番は、賃借権で新規設定。

次に、5頁、10番から12番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、6頁、13番から16番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、7頁、17番から19番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、8頁、20番から23番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、9頁、24番から26番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、10頁、27番、28番は、賃借権で新規設定。

次に、11頁、29番、30番は、賃借権で新規設定。

次に、12頁、31番から33番までは全て、賃借権で再設定。

34番、次の頁の35番は、設定期間が4年です。12頁、34番は、賃借権で新規設定。

次に、13頁、35番は、賃借権で再設定。

次の36番から24頁の75番までは、設定期間が5年です。

13頁、36番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

37番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、14頁、38番、39番は、賃借権で新規設定。

次に、15頁、40番、41番は、賃借権で新規設定。

次に、16頁、42番から45番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、17頁、46番から48番までは全て、賃借権で新規設定。49番は、使用賃借権で新規設定。50番は、賃借権で新規設定。

次に、18頁、51番から53番までは全て、使用賃借権で新規設定。54番は、賃借権で新規設定。

次に、19頁、55番は、賃借権で新規設定。56番は、使用賃借権で新規設定。57番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、20頁、58番、59番は、使用賃借権で新規設定。60番は、賃借権で新規設定。

次に、21頁、61番から64番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、22頁、65番、66番は、賃借権で新規設定。67番、68番は、使用賃借権で新規設定。

次に、23頁、69番は、賃借権で再設定。70番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。

71番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。72番、73番は、賃借権で再設定。

次に、24頁、74番は、使用賃借権で再設定。75番は、賃借権で再設定。次の76番から58頁の195番までは、設定期間が6年です。24頁、76番は、使用賃借権で新規設定。77番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、25 頁、78 番から 80 番までは全て、賃借権で新規設定。81 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、26 頁、82 番から 86 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、27 頁、87 番から 90 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、28 頁、91 番から 94 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、29 頁、95 番から 97 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、30 頁、98 番は、使用貸借権で新規設定。99 番、100 番は、賃借権で新規設定。

次に、31 頁、101 番から 104 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、32 頁、105 番から 108 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、33 頁、109 番から 111 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、34 頁、112 番から 115 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、35 頁、116 番から 119 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、36 頁、120 番から 123 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、37 頁、124 番から 127 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、38 頁、128 番、129 番は、賃借権で新規設定。

次に、39 頁、130 番から 134 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、40 頁、135 番から 138 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、41 頁、139 番は、賃借権で新規設定。

次に、42 頁、140 番から 142 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、43 頁、143 番、144 番は、賃借権で新規設定。

次に、44 頁、145 番、146 番は、賃借権で新規設定。

次に、45 頁、147 番から 151 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、46 頁、152 番から 155 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、47 頁、156 番から 158 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、48 頁、159 番から 162 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、49 頁、163 番は、使用貸借権で新規設定。164 番、165 番は、賃借権で新規設定。

次に、50 頁、166 番は、賃借権で新規設定。167 番、168 番は、賃借権で再設定。

次に、51 頁、169 番、170 番は、賃借権で再設定。

次に、52 頁、171 番から 173 番までは全て、賃借権で再設定。174 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

175 番は、賃借権で再設定。次に、53 頁、176 番から 179 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、54 頁、180 番から 183 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、55 頁、184 番から 186 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、56 頁、187 番から 190 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、57 頁、191 番から 194 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、58 頁、195 番は、賃借権で再設定。196 番、次の頁の 197 番は、設定期間が 7 年で、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、59 頁、198 番から 60 頁の 202 番までは、設定期間が 8 年です。59 頁、198 番から 200 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、60 頁、201 番、202 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次の 203 番から 89 頁の 290 番までは、設定期間が 10 年です。60 頁、203 番から 205 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、61 頁、206 番は、賃借権で新規設定。207 番から次の頁の 210 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、63 頁、211 番、212 番は、賃借権で新規設定。213 番は、使用貸借権で新規設定。214 番は、賃借権で新規設定。

次に、64 頁、215 番、216 番は、賃借権で新規設定。217 番は、使用貸借権で新規設定。218 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

219 番は、賃借権で新規設定。次に、65 頁、220 番は、賃借権で新規設定。

次に、66 頁、221 番は、使用貸借権で新規設定。222 番から 225 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、67 頁、226 番は、議事参与の制限及び農業委員会の取決め制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

227 番から 69 頁の 235 番までは、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、70 頁、236 番は、賃借権で新規設定。

次に、71 頁、237 番から 240 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、72 頁、241 番は、賃借権で新規設定。次に、73 頁、242 番から 244 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、74 頁、245 番から 248 番は 76 頁にかけて全て、賃借権で新規設定。

次に、76 頁、249 番は、賃借権で新規設定。250 番は、議事参与の制限にあたりますので、

後ほど説明いたします。

次に、77 頁、251 番から 254 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、78 頁、255 番、256 番は、賃借権で新規設定。

次に、79 頁、257 番は、賃借権で新規設定。

次に、80 頁、258 番から 260 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、81 頁、261 番、262 番は、賃借権で新規設定。

次に、82 頁、263 番、264 番は、賃借権で新規設定。

次に、83 頁、265 番は、使用貸借権で新規設定。266 番から 269 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、84 頁、270 番は、使用貸借権で新規設定。271 番から 273 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に、85 頁、274 番は、使用貸借権で新規設定。275 番、276 番は、賃借権で新規設定。

次に、86 頁、277 番から 279 番までは全て、使用貸借権で新規設定。280 番は、賃借権で新規設定。

次に、87 頁、281 番、282 番は、賃借権で新規設定。283 番から 285 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、88 頁、286 番は、使用貸借権で再設定。287 番から 289 番までは全て、賃借権で再設定。

次に、89 頁、290 番は、賃借権で再設定。291 番は、設定期間が 15 年で、賃借権で新規設定。

次の 292 番から 92 頁の 294 番までは、設定期間が 20 年です。89 頁、292 番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に、90 頁、293 番は、賃借権で新規設定。294 番は、92 頁にかけて、使用貸借権で新規設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁、1 番から 4 番までの 1 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、3 頁、5 番から 4 頁、8 番までの 2 年もの 4 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、4頁、9番から12頁、33番までの3年もの25件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、12頁、34番から13頁、35番までの4年もの2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、13頁、36番から24頁、75番までの5年もの40件ですが、13頁、36番が鹿屋市農業委員会規則第28条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

13頁、36番について事務局の説明をお願いします。

下原 13頁の36番は、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 中塩屋委員に係る13頁、36番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、23頁、70番が農業委員会の取決め制限にあたります永山委員の案件1件を審議します。23頁、70番について事務局の説明をお願いします。

下原 23頁の70番は、借人永山委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 永山委員に係る23頁、70番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、23頁、71番が議事参与の制限にあたりますので、新原委員に退席をいただき審議します。

(新原委員：退席)

23頁、71番について事務局の説明をお願いします。

下原 23頁の71番は、借人新原委員が使用賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 新原委員に係る 23 頁、71 番の 5 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(新原委員：着席)

新原委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの 5 年もの 37 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、24 頁、76 番から、58 頁、195 番までの 6 年もの 120 件ですが、24 頁、77 番と 25 頁、81 番が議事参与の制限にあたりますので、寺下委員に退席をいただき審議します。

(寺下委員：退席)

24 頁、77 番と 25 頁、81 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 24 頁の 77 番、25 頁の 81 番は、借人寺下委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 寺下委員に係る 24 頁、77 番と 25 頁、81 番の 6 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(寺下委員：着席)

寺下委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、52 頁、174 番が議事参与の制限にあたりますので、有村委員に退席をいただき審議します。

(有村委員：退席)

52 頁、174 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 52 頁の 174 番は、借人有村委員が貸借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 有村委員に係る 52 頁、174 番の 6 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(有村委員：着席)

有村委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 6 年もの 137 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、58 頁、196 番から、59 頁、197 番までの 7 年もの 2 件ですが議事参与の制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

58 頁、196 番と 59 頁、197 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 58 頁の 196 番、59 頁の 197 番は、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る 58 頁、196 番と 59 頁、197 番の 7 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、59 頁、198 番から 60 頁、202 番までの 8 年もの 5 件ですが、60 頁 201 番と 202 番が議事参与の制限にあたりますが、福元副会長は遅れておりますので、このまま審議します。

60 頁、201 番と 202 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 60 頁の 201 番、202 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 福元副会長に係る 60 頁、201 番と 202 番の 8 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、残りの 8 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、60 頁、203 番から 89 頁、290 番までの 10 年もの 88 件ですが、60 頁、203 番から 205 番と 61 頁、207 番から 62 頁 210 番と 64 頁、218 番並びに 67 頁、226 番から 69 頁、235 番までが議事参与の制限と 67 頁、226 番が農業委員会の取決め制限にあたりますので、中塩屋委員に退席をいただき審議します。

(中塩屋委員：退席)

中塩屋委員に係る案件を一括して事務局の説明をお願いします。

下 原 60 頁の 203 番から 205 番までは、借人中塩屋委員が賃借権の新規設定、61 頁の 207 番は、使用貸借権の新規設定、62 頁の 208 番から 210 番までと 64 頁の 218 番は、賃借権の新規設定、67 頁の 226 番は、貸人垣内委員との賃借権の新規設定、67 頁の 227 番は、使用貸借権の新規設定、68 頁の 228 番から 69 頁の 235 番までは、賃借権の新規設定を行うもので、全て農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 中塩屋委員に係る案件の 10 年もの 19 件です。なお、226 番の垣内委員の農業委員会の取決め制限を合わせてご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(中塩屋委員：着席)

中塩屋委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、76 頁、250 番が議事参与の制限にあたりますので、泊委員に退席をいただき審議します。

(泊委員：退席)

76 頁、250 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 76 頁の 250 番は、貸人泊委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 泊委員に係る 76 頁、250 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(泊委員：着席)

泊委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 10 年もの 69 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、89 頁、291 番の 15 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、89 頁、292 番から 92 頁、294 番までの 20 年もの 3 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、93 頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、93 頁から 95 頁です。93 頁で説明します。公告年月日は令和 2 年 7 月 27 日、合計面積は、2 万 824 m²です。うち、田 4 千 308 m²、畑 1 万 6 千 516 m²です。所有権を移転する者 6 人、所有権の移転を受ける者 6 人です。

94 頁をご覧ください。1 番から 95 頁の 6 番までは、全て所有権移転協議成立したものです。以上です。

議 長 所有権移転協議が成立したもの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に、96 頁、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、96 頁から 102 頁です。96 頁で説明します。公告年月日は、令和 2 年 7 月 27 日です。合計面積は、5 万 3 千 832 m²で、うち、田 1 万 9 千 30 m²、畑 3 万 4 千 802 m²です。利用権を設定する者 21 人、利用権の設定を受ける者 13 人で、全て新規設定であります。始期は、令和 2 年 8 月 1 日で、期間は 2 年、5 年、10 年、13 年です。

97 頁をご覧ください。貸人から公社への設定期間、権利区分別です。

1 番は、設定期間が 2 年で、賃借権。2 番、3 番は、設定期間が 5 年で、使用貸借権。

次の 4 番から 99 頁の 20 番までは、設定期間が 10 年です。

97 頁、4 番は、使用貸借権。5 番から 7 番までは全て、賃借権。

次に、98 頁、8 番、9 番は、使用貸借権。10 番から 13 番までは全て、賃借権。14 番は、使用貸借権。15 番、16 番は、賃借権。

次に、99 頁、17 番から 20 番までは全て、賃借権。21 番は、設定期間が 13 年で、賃借権。

次の 22 番からは、公社から借人への転貸設定です。22 番は、設定期間が 2 年で、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。23 番は、次の頁にかけて、設定期間が 5 年で、使用貸借権。

次に、100 頁、24 番から 102 頁の 33 番までは、設定期間が 10 年です。100 頁、24 番は、使用貸借権。25 番、26 番は、賃借権。27 番は、使用貸借権。

次に、101 頁、28 番は、賃借権。29 番は、使用貸借権。30 番から 32 番までは全て、賃借権。33 番は、次の頁にかけて、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。

次に、102 頁、34 番は、設定期間が 13 年で、賃借権。以上です。

議 長 　ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、97 頁、1 番が、2 年もの 1 件と、97 頁、2 番、3 番が 5 年もの 2 件と、97 頁、4 番から 99 頁、20 番が 10 年もの 17 件と、99 頁、21 番の 13 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、県地域振興公社から転貸設定の 99 頁、22 番の 2 年もの 1 件ですが、議事参与の制限にあたりますが、福元副会長が遅れていますので、このまま審議します。

99 頁、22 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　99 頁の 22 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　福元副会長に係る 99 頁、22 番の 2 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に残りの 99 頁、23 番の 5 年もの 1 件と、100 頁、24 番から 102 頁、33 番までの 10 年もの 10 件ですが、101 頁から 102 頁にかけての 33 番が議事参与の制限にあたりますので、福元副会長の案件を審議します。

101 頁から 102 頁にかけての、33 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 　101 頁から 102 頁にかけての 33 番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 　福元副会長に係る 101 頁から 102 頁にかけての、33 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、残りの 99 頁、23 番の 5 年もの 1 件と 10 年もの 9 件と 102 頁、13 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、103 頁、議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案書は別冊になります。議案第 28 号、103 頁から 107 頁です。107 頁で説明します。今回は、所有権移転 19 件、使用貸借権設定 1 件の計 20 件です。内訳は、畑 25 筆、3 万 3 千 403 ㎡です。

初めに、103 頁です。1 番は、畑 4 千 352 ㎡の売買です。2 番は、畑 1 千 284 ㎡の売買です。3 番は、畑 492 ㎡の売買です。4 番は、畑 1 千 629 ㎡の売買です。

次に、104 頁、5 番は、畑 5 千 637 ㎡の売買です。6 番は、畑 1 千 452 ㎡の売買です。7 番は、畑 909 ㎡の売買です。8 番は、畑 1 千 565 ㎡の贈与です。9 番は、畑 1 千 13 ㎡の売買です。

次に、105 頁、10 番は、畑 501 ㎡の売買です。11 番は、畑 2 千 182 ㎡の売買です。12 番は、畑 522 ㎡の売買です。13 番は、畑 1 千 366 ㎡の売買です。

次に、106 頁、14 番は、畑 955 ㎡の贈与です。次の 15 番から 107 頁の 20 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 引き続き調査がなされていますので、106 頁、15 番から 107 頁、20 番までを田中委員に、報告をお願いします。

田 中 議席番号 9 番の田中です。去る 7 月 14 日、記載の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので、報告します。

まず、106 頁の 15 番と 16 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、兄から農地の贈与と親戚の農地の使用貸借権設定を行うものです。農作業に必要な農機具は自宅に所有しており、今回、取得する畑には、「甘藷」や「さといも」など栽培するとのことでした。

次に、17 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は、所有しておりました。牛を 8 頭飼育しており、今回、取得する農地には「牧草」を栽培するとのことでした。

次に、18 番ですが、下限面積の調査です。申請者は市内の方で、農作業に必要な農機具は、所有しており、今回、取得する農地には「甘藷等」を栽培するとのことでした。

次に、107 頁の 19 番ですが、市外取得と下限面積の調査です。申請者は肝付町に居住する方で、農作業に必要な農機具は、所有しており、今回、取得する農地にはハウスで「きゅうり」を栽培するとのことでした。

次に、20 番ですが、市外取得の調査です。申請者は志布志市志布志町に本店を置く法人で、農作業に必要な農機具は、今後購入予定でありました。今回、取得する農地にはハウスで「原木しいたけ」栽培を行う計画で、農作業を行う従事者は、吾平町に居住している方が行くと

のことでした。今後は栽培方法や販売方法などに関する研修を受け、栽培指導を受けながら、「原木しいたけ」栽培を行うとのことでした。

以上、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、下限面積も超えることから、農地法第3条第2項各号には該当しないと判断されるため、調査員としましては、3条の許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　　ただいま、説明、報告がありました20件、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に、108頁、議案第29号「農地転用の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第29号、108頁の1件です。1番は、当初の計画で事業を進めていましたが、近隣の畜産農家から預託牛の肥育の依頼があり、チューブバッグサイロの計画を牛舎に変更して、整備するものです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明しました、1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、109頁、議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　　議案第30号、109頁です。今回は2件で、畑3筆、5千576㎡となっています。

1番は、牛舎、堆肥舎、倉庫、運動場等を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。2番は、記載のとおりです。以上です。

議長 　　ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、109頁、2番を榎原委員に報告をお願いします。

榎原 　　議席番号19番の榎原です。去る5月14日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

109頁の2番ですが、申請地は、野里小学校の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、林業を営んでおりますが、申請地に駐車場、カーポート、資材置場、洗車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。ただし、既に洗車場等が設置されており、始末書を添付しての申請です。

以上、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査

員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 109 頁の許可申請 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、110 頁、議案第 31 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 31 号、110 頁から 115 頁です。115 頁で説明します。今回は、26 件で、田 6 筆、3 千 563 m²、畑 23 筆、1 万 5 千 347 m²、計 29 筆、1 万 8 千 910 m²となっています。

110 頁をご覧ください。1 番は、一般住宅、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。転用面積が一般住宅の敷地面積の 500 m²を超えていますが、理由書が添付されています。

2 番、3 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

4 番、5 番は、分譲宅地を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

次に、111 頁、6 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

7 番は、駐車場を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

8 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 3 の 5 です。

9 番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は 1 の 3 です。

次に、112 頁、10 番は、集出荷貯蔵施設、駐車場を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。

次の 11 番から 115 頁の 26 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、112 頁、11 番から 113 頁、17 番までを西ノ原委員に、113 頁、18 番から 115 頁、26 番までを倉田委員に報告をお願いします。

西之原 議席番号 6 番の西ノ原です。去る 7 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、112 頁の 11 番ですが、申請地は鹿屋市役所の南西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第 2 種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設の資材置場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に 12 番ですが、申請地は西原小学校の北西に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地

の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に13番ですが、申請地は大浦町公民館の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、14番ですが、申請地は海道町公民館の北西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に、113頁の15番ですが、申請地は上野町公民館の東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の方で、申請地の隣に一般住宅を建築しており、今回、倉庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、16番ですが、申請地は上野町公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、17番ですが、申請地は田崎町のグラウンドゴルフ場「どんぐりの里」の西に位置し、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、11番から17番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

倉田 議席番号8番の倉田です。去る7月14日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、113頁の18番ですが、申請地は徳田脳神経外科の北東に位置し、申請地付近は、10ha

以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の医療法人で、申請地に隣接する病院施設の駐車場を整備する計画です。既存施設の面積（1万4千26.99㎡）に対し、申請面積（1,648㎡）が、2分の1以下と認められることから、第1種農地の許可要件である「既存施設の拡張」に該当すると判断しました。

次に114頁の19番ですが、申請地は下祓川地区集落センターの南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に20番ですが、21番も関連がありますので、併せて報告します。申請地は笠野原小学校の南に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行された、第1種農地と判断されます。申請者は市内の法人で、申請地に共同住宅を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に22番ですが、申請地は申良商業高校の西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりはなく、土地改良事業が施行されているため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に23番ですが、申請地は申良町の下方限自治公民館の南西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、カーポートを整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に、115頁の24番ですが、申請地は吾平町の下名小学校の北に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に一般住宅、車庫を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に25番ですが、申請地は吾平町の原口公民館の南東に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがなく、土地改良事業も未施行の第2種農地と判断されます。申請者は市外の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農

地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に26番ですが、申請地は吾平家畜集合指導センターの西に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申請者は市内の方で、申請地に自動車部品卸売業のための倉庫を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

以上、18番から26番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま説明、報告がありました、110頁から115頁までの許可申請26件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に、116頁、議案第32号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第32号、116頁から130頁です。117頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は13件で、田3千227㎡、畑3万8千140㎡、その他1万6千868㎡、計5万8千235㎡となっています。次の118頁から130頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、117頁、13番が議事参与の制限にあたりますので、泊委員に退席をいただき審議します。

（泊委員：退席）

117頁、13番について調査報告をお願いします。

新原 　議席番号7番の新原です。去る7月13日に、記載の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

117頁をご覧ください。13番について、周辺図等は130頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、平和公園の北に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、泊委員の所有する農地に、隣接地にある鉄工所を拡張して作業所・資材置場・駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。

以上です。

議長 ただいま報告がありました 117 頁、13 番の 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

(泊委員：着席)

泊委員に係る案件は、申請どおり許可意見と決定しました。

引き続き調査がなされていますので、残りの 116 頁、1 番から 117 頁、12 番までを新原委員に報告をお願いします。

新原 116 頁をご覧ください。

まず 1 番ですが、周辺図等は 118 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋市文化会館の北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に建売住宅 10 棟を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 2 番ですが、周辺図等は 119 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、笠之原インターの北に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に建売住宅 3 棟を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 3 番ですが、周辺図等は 120 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、笠之原インターの北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市外の法人で、申出地に建売住宅 6 棟を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 4 番ですが、周辺図等は 121 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、笠之原インターの北西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、申出地に一般住宅と進入用道路を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 5 番ですが、周辺図等は 122 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、畜産環境センターの東に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農

地です。申出人は、市外のとり肉生産を営む法人で、申出地に鶏舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に6番ですが、周辺図等は123頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北総合支所の北西に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがない、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、水害で農地への復旧が困難となり、山林へ転用する計画です。申出地は、周囲を山林に囲まれた場所で、相当な期間荒廃している状況でした。農地への復元も困難なことから「非農地」に該当すると思われ、農振除外は支障がないと判断しました。

次に7番ですが、周辺図等は124頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、輝北総合支所市成出張所の南東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがない、第2種農地と判断されます。申出人は、市内の方で、鳥獣被害で耕作が困難なことから、山林へ転用する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当し、転用許可の見込みがあると判断しました。なお、すでにスギの苗が植栽されており、始末書の指導を行ったところでは。

次に117頁の8番ですが、周辺図等は125頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、輝北天球館の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の畜産業を営む法人で、申出地に畜舎・倉庫を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあるが、すでに畜舎・倉庫は20年以上前から設置されており、用途変更後は非農地の申請が出る見込みです。

次に9番ですが、周辺図等は126頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、上小原中学校の南に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の方で、申出地に堆肥舎を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に10番ですが、周辺図等は127頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、東地区学習センターの東に位置し、周辺は10ha以上の農地の広がりがある、第1種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に建売住宅と通路・駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第1種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 11 番ですが、周辺図等は 128 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、鹿屋高等技術専門学校の南に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の法人で、申出地に資材置場・駐車場を整備する計画です。申出地は、周囲の集落に接続することから、第 1 種農地の許可基準である「集落接続施設」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

次に 12 番ですが、周辺図等は 129 頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、鹿屋工業団地の南西に位置し、周辺は 10ha 以上の農地の広がりがある、農用地区域内農地です。申出人は、市内の方で、申出地に牛舎・運動場を整備する計画です。転用目的が農業用施設であることから、許可基準の「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可の見込みがあると判断しました。

以上、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外、用途変更は支障がないと判断しました。以上です。

議長 　ただいま、残りの 12 件の説明、報告がありました。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に、131 頁、議案第 33 号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 　議案第 33 号、131 頁です。今回は 2 件で、畑 5 筆、3 千 975 ㎡です。全て記載のとおりです。以上です。

議長 　ただいま、事務局から説明しましたが、引き続き調査がなされていますので、131 頁 1 番を、西ノ原委員に、2 番を、倉田委員に報告をお願いします。

西之原 　議席番号 6 番の西ノ原です。去る 7 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。131 頁の 1 番ですが、申請地は、大始良西ふれあい公民館の敷地で、平成 10 年 3 月から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

倉田 　議席番号 8 番の倉田です。去る 7 月 14 日、記載の 2 名の委員と事務局で非農地証明について調査を行いましたので報告します。131 頁の 2 番ですが、申請地は、串良商業高校の西に位置し、平成元年 9 月から建物敷地として利用しているとのことでした。建物の状況からしても 20 年以上経過していると判断され、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に、132頁、議案第34号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第34号、132頁から170頁です。今回新たに、譲渡希望が150頁、214番から151頁、220番まで、次に、賃貸借希望が169頁、210番から212番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申出農地について説明がありました。これらの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

150頁、土地の所有者からの譲渡希望の214番を榎原委員と清水委員に、215番の川東地区を畠井委員と西元委員に、215番の永野田地区を榎原委員と清水委員に、215番の吾平麓地区を福元副会長と入佐委員に、216番を畠井委員と西元委員に、151頁の217番と218番を郷原委員と藏ヶ崎委員に219番を倉田委員と高田委員に、220番を畠井委員と西元委員に、お願いします。次に、169頁、賃貸借希望の210番を堀之内委員と大園委員に、211番を寺下委員と持増委員に、212番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、お願いします。

次に、171頁「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下 原 合意解約について、171頁から186頁です。186頁で説明します。今回は49件で、田6筆、6千219㎡、畑122筆、23万8千889㎡、計128筆、24万5千108㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに、171頁です。1番は、借り手の都合。2番は、借り手の変更。3番は、中間管理機構への貸出しのため。4番は、貸し手の都合。5番は、借り手の都合。

次に、172頁、6番、7番は、借り手の変更。8番は、売買のため。9番は、借り手の変更。

次に、173頁、10番は、借り手の変更。11番は、借り手の都合。12番は、借り手の変更。13番は、貸し手の都合。

次に、174頁、14番から18番までは、借り手の変更。

次に、175頁、19番は、借り手の変更。

次に、176 頁、20 番、21 番は、借り手の変更。

次に、177 頁、22 番、23 番は、次の頁にかけて、借り手の変更。

次に、179 頁、24 番から 26 番までは、借り手の変更。

次に、180 頁、27 番から 30 番までは、借り手の変更。

次に、181 頁、31 番から 33 番までは、借り手の変更。

次に、182 頁、34 番から 36 番までは、借り手の変更。37 番は、売買のため。38 番は、借り手の変更。

次に、183 頁、39 番から 41 番までは、借り手の都合。42 番は、借り手の変更。

次に、184 頁、43 番は、貸し手の都合。44 番は、売買のため。45 番は、借り手の都合。46 番は、借り手の変更。

次に、185 頁、47 番は、借り手の変更。48 番は、売買のため。

次に、186 頁、49 番は、売買のため。以上です。

議 長 ただいまの報告のとおり、171 頁から 186 頁まで 49 件の合意解約です。報告しておきます。

以上で、第 4 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

畠 井 議席番号 13 番の畠井です。太陽光発電施設設置に係る調査の在り方について、意見を申し上げたいと思います。私共、和田新田土地改良区は 12 キロにおよぶ大きな用水路を利用している。この用水路が昨年大きな災害を受けました。また今年も山崩れで災害を受けました。これらは太陽光発電施設から流れてくる雨水が原因であります。農業委員会は申請に伴う調査をするわけですが、そこで太陽光発電施設の排水施設に関する更なるチェックが必要だと思いましたが、事務局長の見解をお聞かせください。

局 長 現在の現地調査については、図面によるチェックをして、調査委員がその計画に沿っているかを現地調査で、現地での側溝の容量を確認して、助言をするようなことが現状だと思います。実際に計画書と合っているかを、次に調査するのが 1 年後の調査になっております。現地に行ったとき、明らかに小さい側溝など排水に問題があれば、助言を頂くことがあると思います。排水が大丈夫かは農業委員会では詳細な部分まではわからないので、計画書に沿っているか確認することが限界ではないかと思っています。

畠 井 農業委員会では限界だということは理解できます。災害を起こすような施工がありますので、太陽光発電施設については、排水計画のチェックをさらに真剣にやりましようと言いたいのです。

議 長 はい、さらにチェックをするよう皆様にはお願いします。限界もあると思いますが、出来るだけ助言をした方がよいと思います。

それでは他にありませんか。ないようでしたら事務局からお願いします。

根木原 振興係の根木原です。令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について説明いたします。別冊の実施要領をご用意ください。

それでは1頁をご覧ください。目的は平成21年12月に農地法改正によりまして、農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行なうことになりました。また、利用状況の調査結果、新たに発生した遊休農地の所有者等に対しては、農地の農業上の利用の意向について調査をすることとなります。荒廃農地の再生利用に向けた施策を推進するため、農地の荒廃状況、解消状況等の情報を把握することを目的に「農地利用状況調査」と「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を併せて実施します。次に2実施の期間につきましては、令和2年8月1日から9月23日までとします。暑い時期での実施になります、調査期間は十分ありますので、体調管理に注意して、調査していただきたいと思っております。

次に3調査対象及び調査内容につきましては、管内の全農地が対象となります。実施にあたっては次の事項を主体的に行います。1つ目が遊休農地及び遊休化のおそれのある農地の把握。2つ目が農地の違反転用の発生防止と早期発見。3つ目が過去の調査においてA分類又はB分類と区分された農地の現状。次に4配布物につきましては、鹿屋市荒廃農地分布図、活動記録簿、筆記用具が同封してあります。推進委員の方の分については、今、説明しております実施要領も同封しております。

次に5調査結果の提出期限は、9月23日の農業委員会総会日までをお願いします。

次に6調査の実施方法につきましては、同封しました荒廃農地分布図を利用して、分布図の青い線で囲まれた田んぼや、黄色い線で囲まれた畑を、沿道から目視で確認していただきます。また、過去に荒廃農地として緑色・赤色に塗られた農地の現状を目視で確認します。災害等で進入路が荒廃して、立ち入ることが困難な場合など、目視が出来ない場合は調査の対象外とします。また自然災害により農業上の利用が困難な農地は調査対象外とします。

次に2頁をご覧ください。新規発生の場合は利用意向調査や非農地通知が発送されることから、場所の見間違いなどがあると問合せが寄せられますので、十分注意して記入してください。昨年度の問合せ事例としては、荒廃しているのは隣の畑なのに、自分に利用意向調査が届いた。災害で耕作できず困っているのに利用意向調査が届いた。耕作しているのに非農地通知が届いた。といった内容がありました。調査時点で農地の位置や境界が不明確な場合

や、荒廃状況をはっきり目視できなかった場合は記載しないようお願いいたします。

次に7活動記録簿には図面番号、調査員氏名、調査日、調査時間、調査結果の件数を下の記載例を参考に記載してください。

次に3頁をご覧ください。8 荒廃農地分布図への記載方法について説明します。調査結果は、緑や赤色の荒廃農地が解消している場合は、その農地にマルを記載します。緑や赤色の農地が昨年同様の荒廃農地である場合はチェックを記入します。新たに遊休農地A分類を発見した場合はその農地にAと記入します。また過去B分類だったが現在A分類と判断できる場合はその赤色の農地にAと記入します。新たに荒廃農地のB分類を発生した場合はその農地にBと記入します。また過去にA分類だったが、現在B分類と判断できる場合はその緑色の農地にBと記入します。なお、荒廃していない良好な農地には何も記入しないでください。荒廃農地分布図に記載の色は過去にA分類と判断した土地を緑色、過去にB分類と判断した土地を赤色で表示してあります。非農地や転用を行ったものは、紫色で表示してあります。下の荒廃農地分布図への記載例を参考に記入してください。なお、農地分布図への記載は、必ず白のマジックペンで記載をするようお願いいたします。

次に4頁をご覧ください。分類の判断基準についてご説明いたします。まず、A分類の判断です。定義は現に耕作の目的に供されておらず引き続き耕作の目的に供されない農地、過去1年間以上作物の栽培が行われておらず、かつ今後も農地所有者による農地の維持管理や農作物の栽培が行われる見込みのない農地です。そして抜根、整地、区画整理、客土等により再生でき、通常の農作業による耕作が可能と見込まれる農地がA分類であります。下の写真のとおり、セイタカアワダチソウ、竹、低木等が生えている程度の荒廃状況はB分類ではなくA分類となります。A分類は1年以上維持管理もされていない農地であって、調査時点で草が茂っていても、かねてより維持管理（草刈、耕起）がなされている場合は良好とします。本年度の調査で新たに発見されたA分類の農地には、今後の利用方法を確認するための「利用意向調査書」を所有者へ発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に5頁をご覧ください。B分類の判断です。森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件、整備が著しく困難なもの、または周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても、継続して農業上の利用が見込まれない農地がB分類であります。農振農用地以外の農地で、荒廃状況としてはA分類であるが、周囲の状況など見ても、農地を再生しても今後継続して利用することが困難と思われるような場所にある農地についてはB分類とします。例としては周囲が山林化しており、鳥獣被害や、農業機械も進入できず

耕作できないような農地で、今後山林化することが予想されるような農地です。本年度の調査で新たに発見されたB分類の農地で、農振農用地以外については、3月の総会で非農地判断を行い、所有者へ非農地通知書を発送します。調査時点で場所の見間違いで所有者からの問合せが例年数件ありますので、新たに発見した農地の場合は注意して記入してください。

次に6頁をご覧ください。利用意向調査について説明いたします。本年度の調査において新たに発生したA分類の再生利用可能な農地につきましては、11月末日までに、利用意向調査書を発送いたします。これはA分類と判断された農地を今後どのように管理していきますかといったアンケート調査のようなものであります。五つの選択肢があり、中間管理機構を利用する、農地中間集積円滑化団体を利用する、自分で所有権移転や借り人をさがす、自分で耕作する、その他といった内容です。また調査時点で場所の見間違いがあると、間違った農地の所有者へ利用意向調査書が発送されますので、新たに発見した場合は場所の間違いないか十分注意して記入してください。よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

西 迫 議案書配布時に令和2年度の農業委員会概要も同封してありますのでご活用ください。

なお、お手元に配布してあります利用状況調査と業務必携並びに活動マニュアルについては、推進委員へもお渡しくださるようお願いいたします。

局 長 それでは1件報告があります。以前利用権設定などの写しを報酬等の関係から、農家へ配布をお願いしておりましたが、3月から配布はせず郵送をしていることを報告させていただきます。また、総会終了後に運営委員会を開催しますので、運営委員はお残りください。

それでは8月の調査委員を発表します。

8月12日、水曜日、4条5条の調査が泊委員、栗山委員でございます。

8月12日、水曜日、農振調査が郷原委員、立元委員でございます。

8月13日、木曜日、4条5条の調査が、牧之瀬委員、清水委員でございます。

8月13日、木曜日、3条調査が、畠井委員、大園委員でございます。

8月の総会は、8月21日、金曜日の午前9時00分からとなります。

議 長 他にありませんか。

ないようですので、これをもって令和2年度第4回鹿屋市農業委員会総会を閉会します。

局 長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。

・・・・・・・・(一同礼)・・・・・・・・